



令和2年度公益財団法人新宿未来創造財団監事監査報告書


公益財団法人新宿未来創造財団
理事長 永木 秀人 殿

令和3年6月2日

公益財団法人新宿未来創造財団

監事 名倉 明夫 

監事 五味 敏夫 

監事 小沢 健吾 

公益財団法人新宿未来創造財団（以下、「財団」という。）の監査を財団監事監査規程に基づき実施しましたので、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、財団監事監査規程第6条に定める監査事項について、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人から業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、令和2年度事業実績報告書及び計算書類並びに附属明細書等を受領し、さらに、会計監査人から計算書類並びに附属明細書を受領し、これらの書類について監査しました。

2. 監査結果

- 一、事業は法令及び定款等に従い、適正に実施されていることを認めます。
- 二、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、会計の処理及び財務の管理は、会計原則に基づく処理がなされており、計算書類に表示された金額を適正とする会計監査人の監査報告書を正当であると認めます。

以上のとおり、監査の結果、適正であることを報告します。